

県北広域振興局長告示第51号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成24年10月9日

県北広域振興局長 松岡 博

1 地域移行支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0333000024	ハックのサポートセンター	下閉伊郡普代村第9地割 字銅屋5番地3	特定非営利活動法人ハック の家	平成24年10月1日

2 地域定着支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0333000024	ハックのサポートセンター	下閉伊郡普代村第9地割 字銅屋5番地3	特定非営利活動法人ハック の家	平成24年10月1日